

令和4年3月22日

(件名)

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて

静岡県くらし・環境部県民生活課

(要旨)

特定非営利活動促進法に基づく、設立認証の取り消しについて、下記のとおりお知らせします。

記

(令和3年度に静岡県が設立の認証を取り消した法人)

	法人名	主たる事務所の所在地	取消 根拠	認証取消日
1	特定非営利活動法人 生きる生きる	焼津市三ケ名 1133 番地	法第 43 条 第 1 項	令和 4 年 3 月 17 日
2	特定非営利活動法人 やまびこ会	御殿場市仁杉 255 番地の 2		令和 4 年 3 月 17 日
3	特定非営利活動法人 まち再生ネットふじおやま	駿東郡小山町菅沼 937 番地の 15		令和 4 年 3 月 17 日
4	特定非営利活動法人 消費者の会	伊東市富戸 173 番地の 1 ノーヴ エル城ヶ崎 105 号		令和 4 年 3 月 19 日
5	特定非営利活動法人 いぬのつばさ	伊東市吉田 1005 番地の 176		令和 4 年 3 月 17 日
6	特定非営利活動法人 ロハスチャイルド	湖西市ときわ一丁目 5 番 73 号 セントラルハイツ D-126	法第 13 条 第 3 項	令和 4 年 3 月 17 日

(根拠)

- ・特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- ・特定非営利活動促進法第 13 条第 3 項

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第 1 項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

特定非営利活動促進法第 13 条第 1 項

特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。